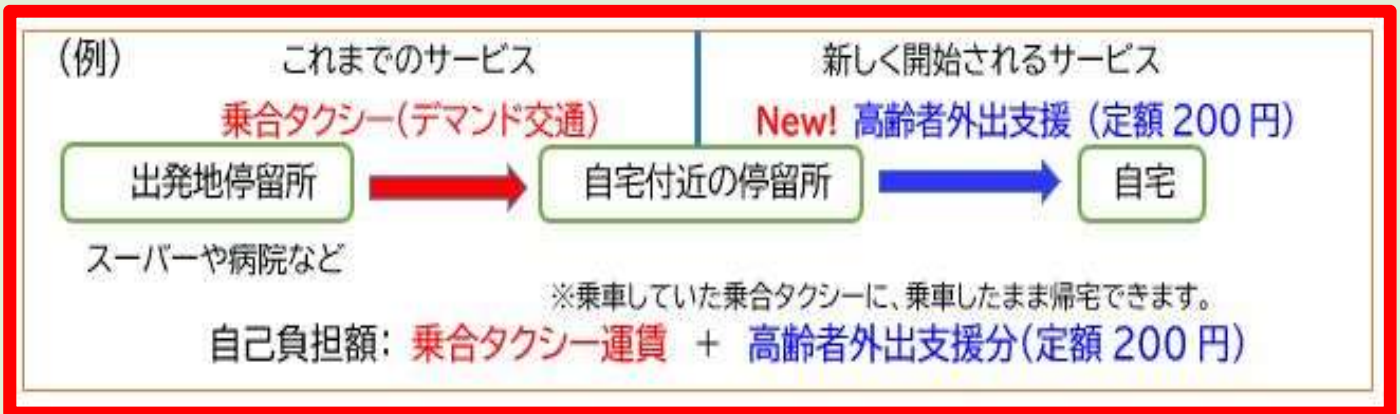


乗合タクシー を利用した 新サービス(高齢者外出支援助成事業)

乗合タクシーの利用後、自宅の最寄りの停留所からご自宅付近までを **200円** の自己負担でタクシーとしてご利用いただけます。



①から③の条件を満たす人

- ① 乗合タクシーの登録者
- ② あわら市に住所が有る75歳以上の人
- ③ 「運転免許証を返納した人」もしくは「運転免許証を取得したことがない人」

※「あわら市福祉タクシー利用料金助成事業」が利用可能な人は除く(併用はできません)。

対象者

- 申請後に助成券【月3枚、最大36枚綴】が交付されます。
(再発行不可)
- 乗合タクシー予約時に助成券を利用することを伝えます。
- 必ず運転手に自宅までの道を案内してください。
- 降車時、氏名を記入した助成券を運転手に渡し、200円を支払ってください。※乗合タクシー利用時以外は使えません。
- 自宅前の道路状況(道幅、行き止まり、積雪など)によっては、自宅付近での降車となります。タクシー運転手の判断に従ってください。

(注意点) 利用方法

申請方法

申請書と運転免許を自主返納したことが分かる証明書（申請による運転免許の取消通知書か運転免許経歴証明書の写し）を、あわら市生活環境課へ持参または郵送で提出してください。

※乗合タクシーの申請で、すでに「運転免許返納済のシール」を乗合タクシー登録証に貼られている人は、申請書のみ提出してください。

よくあるご質問

Q 助成券を本人以外の家族などが使用することは可能ですか？

A 申請者本人以外の方は利用できません。販売や譲渡することも禁止しています。

Q 助成券に有効期限はありますか？

A 有効期限は、令和6年4月1日～令和7年3月31日までです。

Q 予約をしなくても、助成券を使えますか？

A 予約がない場合、この助成券は使用できません。利用する際は、必ず**予約センター(0120-548928)**で乗合タクシーの予約時に、助成券を利用し自宅まで乗車することを事前に伝えてください。また、自分以外に同乗者がいる場合も予約時に伝えてください。

Q 同じ地区のため最寄りの停留所が同一で、帰宅先が別々の人数名が利用した場合の支払いはどうなりますか？

A 最寄りの停留所から1人目の自宅までは、4人まで助成券1枚+200円で助成券利用者の自宅までは同乗可能です。同乗者の途中下車はできません。ただし、残りの同乗者が予約して助成券を使用する場合は、1人目の自宅から、さらに助成券1枚+200円で残りの同乗者の自宅まで行くことは可能です。

家族・近所の人と
一緒に使える！



買い物
帰りに便利！